広島市告示（安佐北区）第１２８号

令和８年１０月１５日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和８年１０月１５日から令和８年１０月２９日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員（m）	敷地の延長（m）
一般県道	矢口安古市線	安佐北区口田一丁目１９０２番地１地先から	旧	６．００～１９．００	２７５．００
		安佐北区口田一丁目３５７０番地１地先まで	新	１６．００～３６．００	